

政令指定都市に係る府（県）費負担教職員制度等の見直しを求める意見書

現行の義務教育制度において広域行政を担う道府県は、市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校（以下「義務教育諸学校」という。）における教職員の給与負担と人事権を行うとされているが、特例として政令指定都市の義務教育諸学校における教職員の人事権は当該政令指定都市が行うとされ、いわゆる給与負担と人事権のねじれ現象が生じている。

地方分権の観点から、現在の教職員の任命権に加え、給与負担とその財源を移譲するとともに、学級編制基準・教職員定数の設定権限等を移譲し、政令指定都市に一元化することで、道府県の関与が縮小され、政令指定都市が自主的、主体的な教育行政を展開することが可能となる。

府（県）費負担教職員制度の見直しについては、地方分権改革推進委員会の第1次勧告において、府（県）費負担教職員の人事権者と給与負担者が一致するように人事権移譲に伴う給与負担のあり方も適切に見直すべきとされたところである。

また、平成22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱でも、市町村立学校職員の給与等の負担、教職員定数の決定、学級編制基準の決定について、都道府県から権限を移譲する方向性が示されたところである。

よって、国においては、政令指定都市に係る府（県）費負担教職員制度等の見直しを下記のとおり行うよう強く要望する。

記

- 1 指定都市義務教育諸学校職員にかかる給与負担の移管については、その所要額全額について道府県からの税源移譲が不可欠であり、政令指定都市に新たな財政負担が生じないよう措置を講じること。
- 2 指定都市によって異なる特別支援学校の設置数や急激に増加している退職手当や移管に伴って生じる事務関係費を含めた給与関係費の所要額全額について適切な財政措置を講じること。
- 3 給与支払事務の移譲のための準備期間を設けた上で、義務教育諸学校教職員の給与負担を政令指定都市が行うようにすること。
- 4 政令指定都市が学級編制基準及び教職員定数の設定権限を行うことができるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。